

訓子府町農業委員会の委員の候補者の推薦・募集について

現在、農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）の選出方法は、議会の同意を要件とする市町村長の任命制となっており、町長は、農業委員を任命しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対し農業委員の候補者（以下「農業委員候補者」といいます。）の推薦を求めるとともに、農業委員候補者の募集をすることとしております。

つきましては、次のとおり農業委員候補者の推薦を求めるとともに、農業委員候補者の募集をします。

1 推薦及び募集の期間

令和8年3月2日（月曜日）から同年3月31日（火曜日）までの午前8時45分から午後5時30分まで。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

2 推薦及び募集の対象者

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

なお、次のいずれかに該当する者は、農業委員となることはできません。

- （1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 推薦及び応募の方法

訓子府町農業委員会委員候補者推薦書（以下「推薦書」といいます。）又は訓子府町農業委員会委員候補者応募申込書（以下「応募申込書」といいます。）に必要事項を記入・押印のうえ、添付書類と併せて提出先に持参又は郵送してください。

なお、郵送の場合は令和8年3月31日（火曜日）必着とします。

また、提出された推薦書又は応募申込書は返却しませんので、ご了承ください。

提出先

訓子府町農業委員会事務局
〒099-1498 常呂郡訓子府町東町 398 番地

4 推薦書又は応募申込書

(1) 推薦書 別添

(2) 応募申込書 別添

なお、推薦書又は応募申込書は、訓子府町農業委員会事務局にも備え置
いてあります。

5 農業委員候補者の選考

推薦又は募集の期間終了後、農業委員候補者としてふさわしい者を選考
します。

なお、推薦を受け又は応募しても必ずしも農業委員候補者に選考され
るとは限りません。

6 農業委員候補者の人数

14人

7 任期

任命の日から3年(令和8年7月20日～令和11年7月19日)

8 主な職務

- (1) 農地法等による農業委員会の権限に属された事項についての審議等
- (2) 農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放
棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進に関する事項につい
ての審議等

なお、毎月1回程度開催される会議に出席し、審議等を行います。ま
た、必要に応じて現地の確認や、研修会等への参加がございます。

9 報酬の額

報酬の額は次のとおりです。

農業委員会会長	月額 55,000円
農業委員会会長職務代理者及び部会長	月額 43,000円
農業委員会委員	月額 39,000円

10 問い合わせ先

詳しいことは、訓子府町農業委員会事務局(0157-47-2204)
へお問い合わせください。